

奈良県告示第百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、いかるが溜池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	福田 武二郎	生駒郡斑鳩町法隆寺二―四―三四
〃	中西 和夫	〃 法隆寺北一―二―六
〃	藤山 憲治	〃 阿波一―八―九
〃	野口 英治	〃 法隆寺二―八―四
〃	藤山 文博	〃 阿波一―七―二四
〃	福田 佳夫	〃 興留二―四―二五
〃	山中 章良	〃 大字三井一五五八
〃	中川 雅彦	〃 〃 一五五〇
〃	川口 昌利	〃 幸前一―二―五四
〃	山崎 敏博	〃 〃 一―二―四
〃	仲 吉和	〃 高安一―三―一一
監事	山田 晏弘	〃 興留三―三―三一
〃	勝田 政宏	〃 高安一―六―四八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	福田 武二郎	生駒郡斑鳩町法隆寺二―四―三四
〃	中西 和夫	〃 法隆寺北一―二―六
〃	藤山 憲治	〃 阿波一―八―九
〃	野口 英治	〃 法隆寺二―八―四
〃	藤山 雅章	〃 阿波一―七―五
〃	福井 正之	〃 興留四―四―二四
〃	川本 善規	〃 大字三井四二四
〃	中川 雅彦	〃 〃 一五五〇
〃	山崎 徹	〃 幸前一―二―五四

〃 監事 〃 〃

山崎 勝田 松井 福田
敏博 政宏 正一 佳夫

〃 〃 〃 〃

幸前 〃 高安 興留
一 一 一 一
二 六 三 四
四 四 二 五